

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年10月18日 10時00分～10時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本管理官補佐、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改4)）（令和4年10月17日提出資料）

（2）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改2)）（令和4年10月17日提出資料）

（3）東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書（添付書類十一） 比較表（G-1-007(改2)）（令和4年10月17日提出資料）

（4）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護対策）（G-1-009(改5)）（令和4年10月17日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の植田です。それでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。本日は、東海第2発電所の設置変更許可申請についてです。
0:00:12	事業者から説明をお願いします。
0:00:16	日本原子力発電の梶谷でございます。天馬添付書類11関係でご説明差し上げます。前回の変更箇所につきましてご説明と、あと、
0:00:27	ご指摘等いただいております内容への回答ということで本日進めさせていただきます。ご説明する資料につきましては資料右肩、G1、
0:00:36	の-003という資料になります。
0:00:44	こちらの資料のですね5ページになります。
0:00:56	一番下の段ですね
0:01:00	品管規則の31、30条を受けまして、設計開発レビューという形になります。添付書類11ということで一応右端の欄になりますけどもこちらの記載でですね、
0:01:09	設計を主管する組織の長は代表に示すというところでもともとアウトプットに対するという記載をしておりましたけども実際インプット等も行っておりますのでここ設計の各段階における、
0:01:20	審査をレビューといった形で修正させていただきます。
0:01:25	それから、続きまして裏のページ6ページですね。
0:01:29	3.3. 1、設計開発に関わる情報の明確化というところでございますがこちらの方に、もともと明確にするというと後にですね、明確にし、設計開発レビューを実施するという次でございます。
0:01:42	それから3.3. 2の両括弧1ですね。
0:01:46	申請書作成のための設計というところで、実際に石津作成のため設計を実施するの後にですね、設計に際しては、設計開発レビューを実施する旨を追記してございます。
0:01:57	それから前回ご説明しました、31条関係のところ両括弧2のところ、設計アウトプットに対する検証でここにレビューですとかいろいろ書いておったんですけども、
0:02:06	先ほど申しましたように3.3. 1と3.3. 両括弧1ですね、こちらに記載しました関係で記載の方削除して元に戻してございます。
0:02:15	それから、説明の中でですね
0:02:18	両方、この欄の一番下ですね、なお書きにはなっておったんですけども、上段につきましては瀬、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	検証に関わるところの説明の続きでございますので名を削除させていただいております。
0:02:31	変更箇所については以上でございます。続きましてご指摘コメント等に対する回答という形でリストの方ですけれども資料番号G-1-009ですね。
0:02:42	こちらの方の2ページ目にあります。これNo.19、
0:02:50	これ設計開発例について記載の不要か再検討することということで、今説明させていただきました3.3. 1の設計開発から情報の明確化と3.3. 2のところの両括弧1ですね。
0:03:01	こちらの方に設計開発レビューに関しての記載を追記しております。資料としましては資料右肩G-1-7の、
0:03:09	A4、16分の4ページとなり、
0:03:23	それからもう1ヶ所No.の83ですね。
0:03:27	両括弧2設計アウトプットをなお書きが2段続くというところにつきまして一つ目の額については、検証の説明の続きということでなお書きを削除しましたということで、
0:03:36	資料1-0-7につきましては、
0:03:40	同じく
0:03:42	15分の4ページですね。
0:03:48	両括弧2のところになります。3.3. 2の両括弧になりまして、
0:03:53	企業で発注したところにつきましては、前回説明させていただきましたレビュー等の記載を削除した部分になります。それから、なお書きの二つ、上段の部分を削除すればこの検証のところになります。
0:04:06	以上が、前回からの変更点と、ご指摘等に対する回答でございます。
0:04:19	はい。規制庁の小野ですそれではこちらから事実確認をしたいと思えます。
0:04:30	規制庁長江です。
0:04:33	G1の003の資料なんですけどね。
0:04:36	その
0:04:38	5ページで、
0:04:41	ずっとこれ、何回目か3回目ぐらいずっと同じコメントしてるんですけど、
0:04:48	黄色でマークされてるところで、その設計の各段階における審査、
0:04:53	以下レビューと言って書かれて、その本文11号のね、
0:04:59	真ん中の列のところは、設計開発レビューと言って書いてるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:06	言い換えてもいいんだけど、その
0:05:09	その設計の段階における震災からレビューというと言ってて、次のね。
0:05:15	6 ページにね、
0:05:17	黄色とマークして、
0:05:20	3 ポツ 3 ポツ 1。
0:05:22	が明確に試設計開発。
0:05:25	レビューを実施するって、それから二つに 2 列下の、
0:05:29	申請書の作成のための設計のところで、
0:05:33	これもまた設計開発レビューを実施するって書いてあるんですよ。前から言ってるようにその 5 ページのところで、これおそらく言いたいのは設計開発レビューのことを、
0:05:43	レビューって言い換えつつもりって言うふうに私は理解してるんですけど。
0:05:48	その次のページで世界初レビューとか、あとちょっとどっかわからないの埋もれちゃってわからなくてマーキングされてないんですけど、審査っていうのもまた使われてて、
0:05:59	何遍も言うんですけど、
0:06:02	何ていうかな、関係ないところのレビューはとっていただいて結構なんですけど、この定義がね、この皆さんの書いてあるマーキングしてる使い方であれば、明らかにこの
0:06:13	レビューっていうものと設計開発レビューって別物になってるからね、これもう一遍全部見直して、
0:06:20	統一さしてください。もう、
0:06:22	個別に云々してる時、時期じゃないと思うので、ちょっと見てくださいね
0:06:30	と、元の鈴木です今の 5 ページのところは、レビューと、ご指摘の通りですね、レビューと設計開発レビューを使い分けをしています当社が祭りなんかでも議論し、
0:06:42	次の柱状図なんかでも議論してるんですけど、設計開発レビューワー品管規則で、今で言う 5 ページのところの、30 条のところですね一番左端のところ、
0:06:53	設計開発計画に従って、その次に掲げる事項を目的とした体系的な審査を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:01	設計開発レビューといったところで実際に体系的な審査といったところで、実際に具体化してですねこういったものを設計開発レベルにしましょうというのが、品管規則で定義づけられているので、
0:07:12	設計開発レビューは設計開発レビューで本文 11 号の通りやっていきますということになってます。ただ一方で、設計開発レビュー以外の R E D Y レビューというのは審査イコール審査なんですけどすみませんレビューと審査が混在するのはちょっとちゃんと修正したいと思うんですけども、
0:07:26	それはそれでやりますと、レビューの中に、設計開発レビューというのも当然一部としてあるので、ここはまずは、5 ページのところの右端のテンジウ 1 のところについては設計の各段階においてまず審査をしっかりとやっていきたいと思いますということを書いた上で、
0:07:42	その中でじゃあ設計開発レベルってどのフェーズでやるんですかと言いますと、当社の体系ですと 5 ページのところと言いますと、吊荷なんかでもちょっと議論されてるんですけども、今第 2 表というのがあるかと思うんですけども、
0:07:55	第 2 表の中の 331 って設計のフェーズですね、各段階のところでは設計のフェーズにおける 331 設計に開発に用いる情報の明確化のところ。
0:08:05	ここにおいては必ず設計開発レビューをやりましょうということになってます。あとは 332 の (1)、申請書の作成のための設計、ここについても、設計開発レビューをやるということになっているので、
0:08:17	この 331 と 332 の (1) に相当する、その 6 ページのところの記載ですね、この方に、設計開発レビューを実施するっていうのを具体的に書いたということになります。これは鶴見側の方の議論とも一致してるということだと思ってます。
0:08:30	以上です。規制庁の長江ですそうすると後のところのね。
0:08:37	その第 2 を呼び込んで、その設計の各段階における審査っていうのは、
0:08:44	これ以下レビューでいいんですか。それは、各段階における、
0:08:48	例えば計画であったりアウトプットであったり、そういうものに対するものが、設計開発レビューになるからここでレビューといたたいけないんじゃないですか。そこに示す設計の各段階のそれぞれについて、
0:09:00	レビューなのか設計開発レビューなのかはつきりさせないと今おっしゃったことはわからないですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	両方やるという意味なので特にアラームの矛盾はないと思ってるんですけどもさっきも申しあげましたけど審査とレビューというものが二つ混在してるのはちょっとこちらの方で修正したいと思います。
0:09:18	審査をしますよと言ったときには、全体をちゃんとチェックしますよって意味合いで書いてあって、さらに設計開発レビューは設計からテレビでやらなければいけないフェーズがあるので、それはそれでちゃんと明確化したということ。
0:09:30	もう、今の話ってもう1回言いますけど、その世界初レビューっていうのは皆さんの定義であって、レビューはね、また別に同じレビューというのを使ってて、
0:09:39	その領域の小さいもんだっていう、そういう解釈をされてるわけですよ。
0:09:44	そしたらそれがわかるようにしていただいて、
0:09:46	どの段階で設計開発レビューをやるのかどの、どの項目がレビューなのかのわかるようにしていただければ結構です。
0:09:54	それから審査っていうのとレビューっていうのは、差し支えなければね、どっちかに統一していただけませんか。そうしないと我々呼んで前の前のやついちいち覚えてないのと、
0:10:05	もう何回も変えられたと、変えられた後の比較の履歴がないからわからないんですよ。
0:10:11	そこちょっと
0:10:12	何遍も言いますと皆さんは頭の中でこう何回も変えられてるから、利益が追われてるんです我々いろんなことやってるので申し訳ないですけど、その辺をちょっと入りいただけますか。
0:10:22	はい、原電の鈴木で承知しました。5ページのところでですねまずレビューというワードが飛び出してきて、6ページで今度はいきなり設計開発レビューっていう等に繋がっていくので、じゃあレビューと設計開発レベルでどう使い分けてるのかとかですねその辺がわかるような形で書くとともに、
0:10:37	さっきも申しあげてる通り、レビューと審査というのがちょっと混在してるのでこの辺ちょっと統一化を図りたいと思います。以上です。
0:10:46	あれですよろしくお願いします。
0:10:53	他に何かありますか。
0:10:59	規制庁秋本です今のページのところでちょっと読み方だけをちょっと確認したいんですけど、右の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:08	ところで設計の角度、今のレビューの呼び込みで、
0:11:12	次のパラというか、なおから始まって設計の各段階におけるレビューについてはななるじゃないですか。
0:11:20	起こって、設計の各段階における、
0:11:24	設計の各段階における審査って、二重になるってことですか。
0:11:43	規制庁秋本です。日本語的におかしいかもしれないというぐらいな感じなんですか。その辺ではそういった意味では審査とレビュー、審査イコールレビューというような形で書いてある。
0:11:56	ていう我々イメージでいたんですけども、そこに設計の各段階っていうのは補足的に書いているようなところがあって、ちょっとその辺もですねちょっと統一的に定義がじゃあどこからどこまでが定義なのかとかその辺もちょっとわかるようにしたいと思います。
0:12:11	審査というのをレビューと言い換えてるっていう趣旨でちょっと書いていたと思っていて、はい。
0:12:53	規制庁アキモトです比較表とか、
0:12:57	の方、
0:12:59	でも、島根はアウトプットに対する審査をレビューと言い換えてるんで、何か他電力と、
0:13:07	もう何か、
0:13:09	合わないことになっちゃうと。
0:13:11	何か変な感じになっちゃうんでそこは適宜見直しただけだと思います。はい、原電の鈴木で承知しましたちょっと社内で改めて確認しますがでも次の柱状図に一番メインに入ったものと、
0:13:24	相談してまさに島根との比較表ですね、15分の3ページのところで、
0:13:30	島根はもともと一番下のところで、アウトプットに対する審査のことをレビューと呼びますと、当社もアウトプットに対する審査のことをレビューというというふうに書いてあったんですけども、
0:13:41	彼らと話をすると、アウトプットに対する、その審査だけではないと我々の言い方はレビューというのは、だから、インプットの審査についてもレビューというふうに言うのが当社ですっていう話だったので、
0:13:54	ここのアウトプットに対するってのが余計ですと当社のあれからするっていう話だったので、今回のその審査資料においては、そのアウトプットに対する審査というワードは消していて、
0:14:05	新、設計の各段階における審査というような言い方にさせていただいたということなんですけど、ちょっとそうはいえども他プラントとの違いっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ても確かにあって、本当にレビューイコール審査なのかとかいったあたりですねちょっと改めて全体見て確認したいと思います。
0:14:22	はい、規制庁アキモトですわかりました。元
0:14:25	あんまり品証の世界で、原電オリジナルってあるのかどうかちょっとよくわかんないですけど。
0:14:32	確認していただければと思います。
0:14:45	規制庁の片桐ですね今のところの記載なんですけれども
0:14:50	次のページ6ページの下の下カラー2行目の枠のところ、前回のコメントでこの検証は
0:15:01	当該設計開発を行った要員以外の者に実施させるっていうところでなお直って続いて、今回話消されたと思うんですけど、
0:15:09	今の前のページの一番下のところですね、ここもなおなおになってるんですけど、
0:15:15	この上段でレビューについては専門家を含めて実施するっていうところ、ここのなおはなお必要なんでしょうか。
0:15:28	原電の鈴木です。おっしゃる通り、こちらの直のレビューの話は、なお不要だと思いますのですいませんこちらの方、消し忘れになります。消します。
0:15:38	規制の方によく確認して必要であれば削除いただければと思います。私から以上です。
0:15:45	ました。
0:15:50	規制庁植田です他に何かありますか。
0:15:56	そうしましたら次の説明。
0:16:11	しましたら、
0:16:13	原電さんから何かありますか。
0:16:16	はい。今回、誘導9月のまとめ資料ということで、G-1-002、甲斐4版の後ろの方で、従来の基準適合性何社をつけておりませんでしたけども、
0:16:27	基準適合性の反射追加しましたのでそこは要約してちょっとご説明させていただきますたいと思います。
0:16:40	日本原子力発電の盛です。
0:16:43	それではG-1-002、1階4を用いて基準積剛性につきまして説明させていただきます。
0:16:51	あと次のページ、目次になりますが、お願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	こちら目次になりますが今回のご説明範囲を記載させていただいております。
0:17:02	次のページ、1ページ、お願いいたします。
0:17:05	まず、設置許可基準規則第26条への適合について説明いたします。
0:17:11	要求事項の整理といたしまして、第1.1. 1-1表において、裕度ガス防護に関わる追加要求事項を明確化いたしました。
0:17:22	3ページをお願いいたします。
0:17:27	設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条の要求事項として追加された箇所を示しております。
0:17:36	設置基準、
0:17:37	許可既基準規則第26条第3項第1号で、原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生元の近傍、
0:17:49	工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に、原子炉制御室において自動的に警報
0:18:00	するための装置を設けることが、追加要求されました。
0:18:05	5ページをお願いいたします。
0:18:09	その追加事項、要求事項に対する適合性を説明いたします。
0:18:14	まず、1構造及び設備に関する適合性としまして、中央制御室に関してですが、中央制御室は、有毒ガスが運転に及ぼす影響により、
0:18:26	運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計といたします。
0:18:33	そのために、コテイゲンカドウゲンそれぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施いたします。
0:18:43	ご提言に対しては運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計といたします。
0:18:54	角下に対しては長制御室換気系の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計といたします。
0:19:02	有毒ガス防護に関わる影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する貿易では、保守管理及び運用管理を適切に実施いたします。
0:19:13	次のページをお願いいたします。
0:19:17	安全設計方針につきましては、該当なしといたしました。
0:19:22	次のページをお願いいたします。
0:19:25	(3)として適合性の説明として、適合のための設計方針としまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:32	万が一、事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、
0:19:43	運転員の対処能力が著しく低下しないよう、
0:19:47	運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる、設計といたします。
0:19:57	次のページをお願いいたします。
0:20:00	1.1. 3の気象等につきましても、該当なしといたしました。
0:20:07	続いて、1.1. 4設備等といたしまして、
0:20:11	まず設計方針といたしまして、設計基準事故等においても、有毒ガスが運転に及ぼす影響、
0:20:19	により、運転員の対処能力が著しく低下しないように、運転員が中央制御室内にとどまって必要な操作措置がとれるようにいたします。
0:20:30	主要設備として中央制御室ですが、中央制御室は、有毒ガスが運転に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が、
0:20:42	そこが損なわれることがない設計といたします。
0:20:47	次のページ、9ページをお願いいたします。
0:20:51	と評価といたしまして、想定有毒ガスの発生において個低減に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、
0:21:03	稼働元に対しては中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計といたします。
0:21:17	それで、A I I、
0:21:19	で、追加要求事項に対する適合方針としまして、有毒ガス防護においては、東海第2発電所の固定元及び稼働元から有毒ガスが発生した場合に、
0:21:31	中央制御室内の運転員に対して、有毒ガス防護に関わる影響評価を実施いたしました。
0:21:37	ご提言に対しては漏えい時の評価を実施し、運転員の対処能力が1に著しく損なわれる恐れのある有毒ガスの発生元がないことを確認いたしました。
0:21:49	とか道銀に対しては通信連絡設備による連絡。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:53	中央制御室換気系の隔離、防護具の着用等により、運転員の対処能力が著しく損なわれないことを確認いたしました。
0:22:04	次のページをお願いいたします。
0:22:08	続きまして設置許可基準規則第 34 条への適合について説明いたします。
0:22:15	次ページにて有毒ガス防護に関わる追加要求事項を明確化しております。
0:22:21	次のページ、11 ページをお願いいたします。
0:22:25	設置許可基準規則第 37 条及び基準規則、
0:22:30	技術基準規則第 46 条の要求事項について、A I I、
0:22:35	で示しております。
0:22:37	設置許可基準規則第 30 条第 2 項において、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生元の近傍には、
0:22:47	有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に、
0:22:59	緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けることが追加要求されました。
0:23:10	次のページをお願いいたします。
0:23:13	追加要求事項に対する適合性につきましては、緊急時対策図書においてについて記載しておりますが、適合性につきましては中央制御室と同様となります。
0:23:26	なお、麻生 1 ヶ所につきましては下線で示しております。
0:23:31	16 ページをお願いいたします。
0:23:38	追加要求事項に対する適合方針になります。
0:23:42	東海第 2 発電所のご提言及び稼動元から有毒ガスが発生した場合に、
0:23:49	緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う、要員に対して有毒ガス防護に関わる影響評価を実施いたしました。
0:24:01	ご提言に対しましては漏えい時の評価を実施し、当該要員の対処能力が著しく損なわれる恐れのある有毒ガスの発生がないことを確認いたしました。
0:24:12	角 0 に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離防護具の着用等により当該要員の対処能力は著しく損なわれ、
0:24:24	ないことを確認いたしました。
0:24:29	次のページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:32	17 ページになりますが、
0:24:35	続きまして技術的能力に関わる審査基準への適合について説明いたします。
0:24:41	その第 3.1. 1-1 表において、有毒ガス防護に関わる追加要求事項を明確化しました。
0:24:49	次のページをお願いいたします。
0:24:53	技術能力に関わる審査基準の要求事項について、
0:24:58	記載しております。
0:25:01	まず、手順書の整備につきましては、片括弧 g、下の方になりますか。
0:25:07	ええ。
0:25:08	こちらが追加要求事項、追加された項目となっております。
0:25:13	20 ページをお願いいたします。
0:25:18	体制の整備といたしましては、江藤 L 型括弧 L の A 項目が追加要求された項目と事項となっております。
0:25:30	次のページ、21 ページをお願いいたします。
0:25:34	追加要求事項に対する適合性につきまして、手順及び体制、
0:25:40	の整備を記載しております。
0:25:42	有毒ガス発生時に事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び災害対策要員括弧運転員を除くの。
0:25:53	吸気中の有毒ガス濃度を、有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を整備いたします。
0:26:05	次のページをお願いいたします。
0:26:09	こちらについてまず、衛藤。
0:26:11	手順書の整備についてですが、小提言に対しては、運転員及び災害対策要員、加古運転員を除くの吸気中の有毒ガス濃度を、
0:26:21	有毒ガス防護のための判断基準値を下回るように、
0:26:25	いたします。
0:26:27	角下に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び災害対策要員、括弧運転を除くのうち、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、
0:26:39	事故対策に必要な各種の指示要員を行うことができるようにいたします。
0:26:45	また予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員、括弧運転員を除くのうち、初動対応を行う要員が防護を着用することにより、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、
0:27:00	手順を整備いたします。
0:27:03	有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、
0:27:06	当直発電長に連絡し、当直発電長が 10.1 に、通信連絡設備に記載する 通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に、
0:27:17	有毒ガスの発生を承知する手順を整備いたします。
0:27:24	次のページをお願いいたします。
0:27:27	23 ページですが、
0:27:30	追加要求事項に対する適合方針としまして、手順及び体制の整備におい て、敷地内可動元に対しては、換気給定数
0:27:39	換気空調設備の隔離等により、運転及び災害対策要員括弧運転を除くの うち、重大事故等に対処するために市長の指示を行う要員が、
0:27:50	事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、手順及び 体制を整備いたします。
0:27:57	予期せぬ誘導ガスの発生に対処する対応するため、自給式コクヨ保護具 の配備、着用の手順及び体制を整備し、自給式呼吸用保護具用の酸素ボ ンベの補給に関わるバックアップ体制を整備いたします。
0:28:13	また有毒ガスの確認時の、通信連絡設備の手順についても整備いたしま す。
0:28:19	以上で、基準適合性についての説明を終了いたします。
0:28:25	規制庁植田ですありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思 います。
0:28:35	本です。ちょっと。
0:28:37	3 点ほど確認させてください。まず 8 ページなんですけれども、
0:28:41	ちょっとここ、確認なんですけれども固定元の有毒ガス防護に係る影響 評価に用いる防衛規程等はあって真ん中のところに、現場の状況を踏ま え評価条件を設定するって書いてあるんですけれども、
0:28:53	これすごい潜航から一緒なんですけれども、
0:28:57	貿易抵当とかの中に全部の濃度とか、あれですよ。関貿易店の積面積 とか、あと貯蔵量とかそういうのを全部丸めてここに入ってるって いう理解でいいですよ。
0:29:11	日本原電の盛です。はい。その通りでございます。
0:29:15	規制庁の承知いたしました。あと、ちょっと確認させていただきたく て、
0:29:21	皆さん、12 ページかな。勤怠のところなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:28	けれども、
0:29:30	この
0:29:32	Cのところの、
0:29:34	4行目の丸の後に下線引いてあって何かすごいこの1個文字開いて、有毒ガスって書いてあるところ、これ何なんですか。
0:29:45	日本原子力発電の盛です。ちょっと先ほど層位箇所につきましたと説明したんですけども、中央制御室の方の、
0:29:54	記載と、
0:29:57	と整合を図りまして、こちらの
0:30:00	この4行、同じ文章がちょっとこちらに入っていたものですからそこを削除今回いたしまして、その下線を引いております。
0:30:10	規制庁の方です承知いたしました。
0:30:13	あと最後確認なんですけれども、22ページの手順のところちょっと確認させていただきたくて、
0:30:20	(1)の
0:30:23	一番下のパラグラフ、これ通信連絡設備は、
0:30:29	同様の
0:30:33	設備側の方の記載と同じように、10. 12のやつ使いますっていう手順っていうのをもう整備しますって書いてあるんですけども、これすでに既存の手順っていうのがあってそのスキームを使っ
0:30:45	て、あれなんですよね。連絡手段はもう、
0:30:49	ありますと、そういうふうな理解でよろしいですか。
0:30:54	日本原子力発電の盛です。通信連絡設備におきましては、その通りでございます。
0:31:01	その連絡手順っていうのをもうすでに技術的能力で決まっていて、それもあるってことなんですよね。
0:31:10	何整備するんですか。
0:31:15	と現在の鈴木ですおっしゃる通り、すでに存在してます。で、ちょっと今下線が引っ張ってあるところなんですけども、ちょっとこれ記載が少し足りないかなと、今現在思ってるのは、
0:31:27	これ頭にですね当直発電長がの後に、添付書類8の、というワードがちょっと要るかなと、今現在思ってます。それで、今申請書においては、申請書の添付書類間での読み込みってのは意外とあって、例えば添付書類9なんかでも、添付書類6の何とかなの条件を使うとかですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:46	あとテンジウにおいては、テンパチの何を使うという記載があるんですけども、一方で今のおっしゃられた手順ですね、水泡みたいなのところについては、基本的な読み込みっていうのはしてないんですね。
0:31:58	添付書類の本体のところでは、
0:32:00	添付書類の中で、存在してるのは、例えばテンジウの地方ってたくさんこう作ってるのに今現在は、添 10 の追補を天井にぶら下げる必要があるので、それは、
0:32:11	何々は、例えば解析コードについては、て注意報の何々示すとかっていうワードが一言あったりするんですけども、こういった個別のところについての手順とかを読み込んだりとかってのはしてなくてですね。
0:32:21	添付書類館の読み込みあるんですけど、チーフの読み込みはしてないのでそこは記載してないということでございます。はい。
0:32:28	あ、規制庁です。そそういうルールっていうところは理解できました。で、その場合なんですけれども、
0:32:35	ちょっと補足側では、そなんてばいいですかね手順っていうのはもうすでに既存のものがあってその手順を使いますとその設備側の方と同じように、
0:32:45	影響を、その手順を使うことで、今までの手順に影響を及ぼすことでもないとか、そういったところは少しまとめていただけないでしょうか。
0:32:57	と、元の鈴木です承知しました補足の方では、補足でまとめ資料の方では、この手順を使うよっていうのを書くとともにその手順使っても、ちゃんとできますよってことを書くと。はい。いうことで理解しました。
0:33:12	町内すいませんよろしく申し上げます私からは以上です。
0:33:18	規制庁植田です。他に何かありますか。
0:33:33	じゃ、原電さんから何かありますでしょうか。
0:33:38	特にございません。
0:33:41	と、それでは本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。